

大田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第58号

大田市財務規則の一部を改正する規則

大田市財務規則（平成17年大田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第37条の次に次の1条を加える。

（指定納付受託者による歳入の納付）

第37条の2 市長は、法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定納付受託者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等の種類
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は前項の指定をするときは、あらかじめ会計管理者の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定は、指定納付受託者を変更又は廃止する場合に準用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。